

< 一般委託 >

重要大型古地図資料電子化業務委託 仕様書

重要大型古地図資料電子化業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市自然・人文博物館が所蔵する重要大型古地図資料の電子化
2	履行期間	契約日から令和5年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市自然・人文博物館ほか
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	博物館法
7	資格要件	本業務履行については、下記の実績を有すること。 ・平成29年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した文化財電子化業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	博物館運営課 菊地 TEL:046-824-3688

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

重要大型古地図資料電子化業務委託
特記仕様書

1 件名

重要大型古地図資料電子化業務委託

2 電子化対象資料及び数量

A0 サイズ 230 点、A1 サイズ 19 点、計 249 点

3 履行期間および納品日

履行期間は、契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

納品は令和 5 年 3 月 15 日までにいき、監督員から不備の指摘があった場合は履行期間内にその対応を終えること。

4 業務内容及び仕様

(1) 資料確認

作業は博物館の了解を得たうえで受託者の施設内等で行なうものとし、移動にあたっては、事前に博物館担当者立会いのもとで作業対象資料の調査を行ない、資料状態の共有をすること（全対象資料の保存状態の相互確認と情報共有）

なお、資料の移動は受託者の経費で行なうものとする。

(2) 電子化作業仕様

- ・原資料の全画面について、原寸 600dpi 相当で電子化可能なフラットベッドスキャナーを用いること。
- ・フルカラーでスキャンすること。
- ・保存形式は TIFF と JPEG とする。
TIFF は非圧縮とし、JPEG は閲覧に適したサイズのものを作成する。
- ・機材は受託者が用意し、原資料を傷つけないよう十分注意して作業すること。また、スキャンに用いる機材について事前に博物館に報告すること。
- ・スキャナは、LED 照明または低照度蛍光灯を搭載した高精細のもので、文化財への影響を十分留意すること
- ・スキャンに当たっては、受託者の責任で万全の機材設営を行うこと。

5 作業要件

- ・平成 29 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した文化財電子化業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。
- ・本業務は博物館資料の実物を取り扱うものであり、しかも対象資料は破損事故等の恐れが多い大型の地図資料である。そのため、資料の取り扱いにあたっては、歴史・考古・民俗分野の学芸員有資格者およびその管轄下にて歴史資料の実物の取り扱いに精通した関連知識と実績を有しているものが行なうこと。

6 実施にあたっての留意事項

- ・受託者は、事前に博物館担当者と十分な協議を行い、本仕様書に記載のない事項又は業務中に疑義の生じた際は監督員と協議のうえ、その決定に従い対応すること。
- ・業務中に資料の破損などが発生した場合は、早急に博物館監督員へ報告し、その指示に従うこと。

7 納品

(1) 成果物

業務の成果として納品する物品は以下のとおりとする。

- ・データ格納電子媒体（ハードディスクまたは SSD）一式

(2) 納品場所

横須賀市自然・人文博物館

住所：〒238-0016 横須賀市深田台 95 番地

TEL：046-824-3688 FAX：046-824-3658

(3) 納品検査

成果品納入後、博物館監督員、検査員の検査に合格したことをもって業務完了とする。

(4) 著作権等

本業務の実施にあたり発生した著作権、成果物等は全て博物館に帰属するものとする。